

『多重債務』



一人で悩まず、相談を

借金返済のために借金を繰り返して、多数の金融業者に多額の借金を抱えてしまった…。これを「多重債務」といい、厳しい取り立て等を苦にして、自殺や家出、夜逃げをしている多重債務者も少なくありません。しかし、必ず解決の方法はあります。一人で悩まず、まずはご相談ください。

多重債務に陥ってしまったら、

一刻も早く相談を努力しても借金を返済できない状況になってしまった場合には、返済のために新たな借金をしてはいけません。ヤミ金融の被害に遭う恐れもあるなど、かえって問題を悪化させてしまう結果となりがちです。

多重債務の相談窓口一刻も早く連絡し、法律専門家（弁護士または司法書士）の支援を得て、解決策を検討しましょう。

ヤミ金融で借りてしまった時は、警察にも相談しましょう。

法律専門家に

債務整理を委託した場合
債務整理を受任した弁護士または司法書士が、貸金業者にその旨を通知すれば、取り立てが止まります。

債務整理を受任した弁護士または司法書士は、取り引きのあった貸金業者から取引履歴を取り寄せ、利息制限法の利率で引き直し計算をし、借金の額を確定します。
弁護士費用などを立て替える制度があります。

相談窓口 生活安全課市民相談係
☎0833(72)1400

山口県弁護士会では、法律相談センターにおいて、当面の間、多重債務に係る法律相談（30分）の費用（通常は5000円）を無料としています。詳しくは、周南地区法律相談センター（☎0834(31)4029）、または市の生活安全課市民相談係にお問い合わせください。

7月を「山口県多重債務相談強化月間」とし、山口県弁護士会・山口県司法書士会と自治体が共同して、多重債務者向け無料法律相談会（周南地域）を開催します。要予約

日時
7月18日(金) 10時～16時(弁護士)
7月19日(土) 10時～16時(司法書士)
場所 山口県周南総合庁舎 7階
予約受付人数 両日とも10人
予約受付 7月1日(火) 8時30分～
周南市消費生活センター ☎0834(22)8321 / 山口県民生活課 ☎0833(933)2608

住宅の熱損失防止改修工事 (省エネ改修工事)に伴う 固定資産税の減額について



4月1日から、一定の省エネ改修工事を行った住宅に対し固定資産税が減額される制度ができました。
外壁や窓を通しての熱の損失を防止する改修工事を行った住宅に対して、床面積120㎡までを限度として、翌年度分の1回に限り固定資産税額の3分の1を減額します。

減額適用の要件

改修工事が平成20年1月1日に存在していた住宅（賃貸住宅を除く）に対して行われること
改修工事が平成20年4月1日から平成22年3月31日までに行われること
次の から までのうち、 または と併せて改修工事を行うこと
窓の改修工事（二重サッシ化、複層ガラス化など）
床の断熱改修工事
天井の断熱改修工事
壁の断熱改修工事
いずれも外気などと接するものの工事に限ります。
改修部位が現行の省エネ基準に新たに適合することが必要です。

改修工事に要する費用が30万円以上であること

(注) 一度限りの適用となり、新築住宅に対する減額措置や耐震改修に伴う減額措置の特例と合わせての適用はできません。

申告方法

工事完了後3か月以内に、税務課資産税係に備え付けの申告書に必要事項を記入の上、次の書類を添えて申告してください。

- ・熱損失防止改修工事証明書（建築士、指定確認検査機関または登録住宅性能評価機関が発行したもの。証明書手数料などについては事前にご確認ください。）
- ・工事費の領収書などの写し

(省エネ改修工事に直接要した工事が30万円以上であることを確認できるもの)

必要に応じて、現地確認をお願いすることがあります。

申し込み・問合せ 税務課資産税係 ☎0833(72)1400